

平成 20 年度監査の結果  
(第 1 回及び第 2 回)に関する報告  
に基づき丸亀市長等が講じた措置  
の通知内容

平成 21 年 8 月

丸 亀 市 監 査 委 員

丸亀市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき丸亀市長等が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成21年8月25日

丸亀市監査委員 三谷英昭  
同 内田俊英

- 1 措置を講じた部局  
丸亀市長 丸亀市教育委員会
- 2 監査実施日及び監査の種類  
平成20年8月21日から平成21年2月17日まで  
定期監査
- 3 監査の結果に関する報告の提出日  
第1回 平成21年2月6日  
第2回 平成21年3月26日
- 4 措置通知年月日  
平成21年8月17日付け
- 5 指摘事項及び講じた措置の内容  
下記のとおり

目 次

指摘事項、意見及び講じた措置の通知内容について（監査結果の指摘事項及び意見順）

第1回監査結果指摘事項		
各課共通	企画財政部（企画課）	1～2
第1回監査結果意見		
各課共通	企画財政部（企画課）	3～4
個別	健康福祉部（児童課）	4
個別	教育部（生涯学習課・図書館）	5～6
第2回監査結果指摘事項		
各課共通	企画財政部（企画課）	7
第2回監査結果意見		
各課共通	企画財政部（企画課）	8～9
個別	生活環境部（環境課）	9
個別	競艇事業部（経営課）	9

## 平成20年度監査の結果に関する報告(第1回)に対する講じた措置の内容について

### 1. 指摘事項

企画財政部 企画課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	各課 共通	各課での入札や見積もり合わせにおいて、契約目的の誤記、代理人の表示や押印漏れ、又、辞退届などの不備が見受けられる。丸亀市契約規則や「入札心得」に従って適正に行うこと。	入札や見積もり合わせは、丸亀市契約規則や「入札心得」に従って、事務の適正化を図るように全庁周知するとともに、入札における注意事項などわかりやすくホームページなどに掲載し周知する。
指摘	各課 共通	現金受入票綴の取り扱いについて、再三にわたり指導したところであるが、丸亀市出納員規則に従って適正に処理すること。	現金受入票綴の取り扱い等については、出納員規則に則り適正な収納事務を行うよう、各出納員及び分任出納員へ再度周知した。
指摘	各課 共通	物品に関する事故報告書を提出していない事例が散見されるが、丸亀市物品管理規則第35条により「使用中の物品について、亡失、損傷その他の事故が発生したときは、物品出納課長は、直ちに事故報告書を添付し、物品出納通知書により会計管理者、市長に報告しなければならない。」と規定されているので、直ちに報告すること。	使用中の物品の管理及びその他物品の取扱いについては、丸亀市物品管理規則に従い、事故による毀損等が発生した際は、直ちに事故報告書を提出するように全庁周知する。
指摘	各課 共通	市の建物や備品についての損害金や弁償金あるいは各種返還金が発生した場合に、納入通知書により収入になった時に、収入金として調定している事例が見受けられるが、丸亀市会計規則第14条の規定により、金額の算定に誤りがないことや納入義務者が適正であること等の決裁を受けた後、同規則第17条の規定により納入の通知を行うこととされているので、総額について調定を行うと共に納入の通知を行い、必要があるときは分割した納入通知書を送付すること。	歳入の調定については、丸亀市会計規則第15条に規定する納付前に調定額が確定できないような性質のものを除いて、あらかじめ歳入の総額について調定し納入の通知を行うように全庁周知する。
指摘	各課 共通	行政財産の目的外使用許可(電柱類を除く)の期間更新の決裁を課長が行っている事例があるが、職務権限規程では庶務課に合議の上、部長が決裁することとされているので改めること。	事務執行においては、行政財産の目的外使用許可の期間更新に限らず、職務権限規程に従って、決裁権限や合議先、引継連絡等を十分確認し、誤りのないように全庁周知する。

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	各課 共通	債務負担行為として議会の議決を得て契約していたが、議決を得た翌年度において、契約内容を変更する必要が生じたとして、2か年の増額変更契約を締結している。担当者は、増額した結果の総額が債務負担行為の限度額以内であるから適正であるとの見解であった。しかし、債務負担行為も予算であり、地方自治法第208条の会計年度独立の原則により、議決を受けた年度においてのみ契約や変更契約ができるものであり、翌年度以降において、債務負担行為を行う場合には改めて議会の議決を得るべきであるので改めること。	債務負担行為も予算の一部であることから、契約内容の変更による増額が限度額を超えるものではないとしても、会計年度経過後に補正できるものではないので、議決を得て新たに債務負担行為を設定することとなる旨全庁周知する。(因みに、ご指摘の契約については、変更契約とせず、ご指摘のとおり増額部分について新たに契約を締結した。)
指摘	各課 共通	医療費や各種扶助費等について、債権者や支払金額が確定し、支払時期が到来している支出について、支出負担行為決議書に基づき、資金前渡職員を通じて支払いをしているが、債権者の死亡、所在不明等により速やかに支払いができない場合は、直ちに精算戻入し、支払可能となった時に改めて支出負担行為を行った上で支払すべきであるので改めること。	資金前渡職員を通じて支払いをしている医療費や各種扶助費等については、債権者の死亡や所在不明等で確認に要する時間を予測できない場合も多々あり、速やかに支払いができない場合は精算戻入し、支払可能となった時に改めて支出負担行為を行い支払するよう全庁周知する。
指摘	各課 共通	契約を締結した場合において、契約の相手方の履行が誠実になされない限り、所期の目的を達成することができない。そのため、契約内容を明確にし、検査検収が容易にできるようにすることが重要である。ついては、契約書に仕様書を添付するか、又は契約書に具体的に「甲が定めた何々に関する仕様書に基づいて履行するものとする。」等、契約の相手方の義務を明確にし、義務の履行を確認できるようにすること。	契約締結においては、契約書に仕様書を添付するなどし、契約の相手方の義務を明確にし義務の履行を確認できるようにすることを全庁周知する。

## 2.意見

企画財政部 企画課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	各課 共通	不動産を借りる契約については、地方自治法第234条の3の規定により、従来から長期継続契約を締結することができることとされているが、長期継続契約と単年度契約との別を明確にするため、契約の更新又は新たに契約を締結する時に、長期継続契約の参考例に倣って「長期継続契約」である旨の表示や特約事項を記載するとともに必要があるときは、賃借料の見直しについても規定するようにしていただきたい。	土地の賃貸借契約書については、「長期継続契約」である旨の表示や特約事項を記載した標準書式を新たに作成したので全庁周知したい。なお、賃貸借料については、年額を記載するものと記載しないもの(固定資産税額により算出するため)の2案作成しており、必要に応じて単年度契約とできるようにしており、この点についても周知したい。
意見	各課 共通	税以外の債権の管理についてはかなりのバラツキがある。 については、全庁的な推進体制と支援体制を整備し、強制徴収できる公法上の債権、強制徴収できない公法上の債権、私法上の債権の区分に応じた徴収方法や滞納整理カードに記入すべき事項等の検討を行い、標準的な未収金回収マニュアルを作成して適正な事務執行に努めていただきたい。	税外収入金の未収金解消に向けた取り組みとして、平成20年10月に庁内組織を立ち上げ、組織的に未収金を効率的に回収整理できる体制について検討しているところであり、今後とも適正に債権を管理するよう努めたい。
意見	各課 共通	土地の借上料については、基本的には土地の評価額や近隣の事例等を参考にして相手方との協議により決定されるものと理解するが、かなりのバラツキが見受けられるので、相手方と協議をする際の標準的な基準を設けることについて検討していただきたい。	土地の借上料は、基本的には固定資産評価額等を参考に決定しているが、この度、土地契約書の標準書式を作成し、借上料についても標準例を記載しているので、全庁に周知したい。
意見	各課 共通	出張命令書の訂正については、決裁の内容に疑念を招かないようにするため、決裁前であれば書き直し、決裁後に変更や取り消しが必要になった場合には、変更理由を記載して決裁を受けるようにしていただきたい。	かねてより出張命令書の作成においては旅費支給条例に基づき誤りのないよう留意するよう周知しており、再度注意を促したい。また、出張命令書の決裁を受け既に支出した後に、用務の変更等により日数や経路が変更になった場合は、変更理由を記載して出張命令の変更の決裁を受けるよう全庁周知する。
意見	各課 共通	郵便切手類受払簿については、切手等が適正に使用されたことを確認するためにも、使用目的及び相手先を具体的に記載していただきたい。	郵便切手類受払簿には、使用目的及び相手先を具体的に記載し適正に使用するよう全庁周知する。

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	各課 共通	債務負担行為決議書には、債務負担行為について議会の議決を得たことを確認するためにも、議案のコピーを添付するようにしていただきたい。	債務負担行為決議書に議案のコピーを添付することについては、事務の効率を図るという観点からその必要性について検討させていただきたい。
意見	各課 共通	補助金や負担金等として交付されている団体が多額の基金や繰越金を保有している理由について、担当職員に質したところ「〇〇周年記念事業に必要である。」とか「何らかの事情により資金が必要となったときのために」等の回答があった。これらの資金として使用することが、目的外への流用にならないかと懸念される。会計年度独立の原則により、その年度内に必要な資金を交付すべきであると考えているので、検討していただきたい。	多額の基金や繰越金のある団体に対する補助金等の交付については慎重を期すよう注意を促してきたが、補助金等交付団体の基金や繰越金が目的外へ流用されることのないよう十分に監督するよう所管部課へ周知する。

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	香川県母子福祉連合会丸亀支部補助金については12万円の補助をしているが、自動販売機等の売店収入会計から33万7千円の繰入金がある。この場合、収入部分は別途会計とせず支部の収入として計上し、その上で補助金の交付決定を行うべきであると考えているので、検討していただきたい。	香川県母子福祉連合会丸亀支部は、「母子及び寡婦福祉法」第2条により、長年自動販売機を公共施設に設置し、売店事業を運営してきた。この取り組みは、営利目的ではなく、売上金により母子及び寡婦の生活支援を行うことを前提としたものである。具体的には、会員親子の親睦や新入生お祝い会等の福祉活動の実績を確認している。 平成21年3月13日に、母子福祉連合会丸亀支部役員と協議をしたが、売店事業会計は、消費税の関係を税理士を通して申告しており、一般事業会計と1本化する事は難しいとの説明を受け、平成21年度の補助金交付にあたっては、平成20年度の決算は一般事業会計と売店事業会計の実績を提出・審査することとし、平成21年度の予算は、売店事業会計を原資とした福祉活動分は、一般事業会計に繰出を行い、一般事業会計で全ての活動が把握できるよう指導した。尚、平成21年度総会では、以上の主旨に沿った総会運営・議決を経ることも申し合わせた。 今後、これまで以上に団体活動の実態を把握した上で、補助金の交付の決定を行いたい。

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	学校施設照明使用料の収入方法については、申し込み時に前金で納めてもらうとか、未納の場合は使用停止をすとか、未収金が生じないような措置について検討していただきたい。	照明使用料については、使用実績に基づいて納付してもらっているため、前金払いとすると、多額の返還金が生じるので、事務の効率化の観点からふさわしくないと考えられます。また、使用停止措置については、次年度から3ヵ月以上未納の場合は使用停止とする等の対策を検討します。

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	図書を小学校の要望に基づいて購入し、図書館の蔵書として小学校に貸し出しをしているが、貸出用件が終了後は速やかに返還を求め、次の貸出しに備えるべきである。返還を求めていることから実態は小学校に寄附した形であり、購入を要望した学校図書であると思われる。それであれば小学校で予算化し、小学校が必要な図書を購入すべきかと思われるので、検討していただきたい。	平成16年度において、「丸亀市子ども読書活動推進計画書」が策定されました。その中に、「機会の提供と充実」、「子どもの読書活動に関する理解と関心の普及」、「環境の整備と充実」の三つの基本方針を掲げております。その方針の中の、読書活動の推進という一環の中で、部内配分ということで各学校への協力支援図書を団体貸出図書として提供しております。所蔵は図書館の蔵書ですが、各学校に必要な資料を長期貸出し、学校図書館との連携支援という形で、資料の有効活用及び調べ学習など、子どもたちの読書環境づくりを支援してきました。図書費の減額など図書館としても、今後の課題といたしたいと思っております。
意見	個別	図書の貸出し件数及び入館数については中央図書館よりも飯山図書館の方が高い状況が見受けられるので、実態を充分把握した上で、蔵書数及び職員の適正な配置を検討していただきたい。	飯山図書館は、生涯学習センターとの複合施設で児童施設があり、相乗効果が見られます。また何より駐車スペースも広く立地条件に恵まれ利用しやすい施設です。そのため、利用状況等、統計上から見ると、子育て中の親子など、特に女性の利用者層が多く占められております。利用層の状況から児童図書や雑誌、話題になっている本や、その他一般書などの充実を図るなどを考慮した図書配分をしなければならないと考えます。 中央図書館においては、中高年齢層の利用が多くなっております。今までの過程から、ある程度普遍的な価値を持つ資料を多く収集し、利用者に知識・情報を提供し、知的刺激を得るきっかけや、創造活動を助ける場を提供してきました。公共図書館として責任を持って資料の収集選択を今後も続けてまいります。また図書の貸出、返却業務以外の中枢的

区分	監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
		<p>管理業務や、コンピュータ管理、調査研究のための利用者等への対応が大幅にあり、それに要する時間など数字にあがらない仕事も多々あり、それらを考えた職員配置も必要だと考えます。</p> <p>また、市民サービスの向上として3館が、利用者層の要求を把握し蔵書構成を考え、市内どこの図書館でも貸し出し、返却ができる統合コンピュータ図書館システムを導入しており、それに伴う回送業務も行っているため、それぞれの館が、資料をうまく利用して図書をより一層有効利用できるような考えをまいります。</p>
意見 個別	<p>貸出し図書の返還については、電話や督促状により随時返還を求めており、必要があるときは紛失図書の弁償を求めている。その一方で無断持ち出しが原因と考えられる図書の紛失が3年間で千件余りと非常に多い。何らかの有効な方策を講じられないか検討していただきたい。</p>	<p>無断持ち出しが原因の紛失についての有効な方策ということですが、中央図書館では開館当初盗難対策として玄関先にブックディテクションの装置や、ロッカーを置くなどの議論がなされておりましたが、最初から利用者を疑うような措置はとらないとし、また場所的にも多くのロッカーを置くスペースが無いということで、今日に到っております。他の図書館も同様に盗難防止策は、講じておりません。その後抑止策として中央には、監視カメラが取り付けられ、またガードマン等の定期的な巡回時間を設定し館内を巡回するとともに、職員は本の書架への返却時等に見回りも兼ねて巡回を行なってきました。また、不明であがっていても次年度には返却されている場合もあります。開架書架制をとっている限り盗難を根絶することは無理であり、利用者へのサービス提供を重視するか、それともセキュリティかという問題に対して、許容する必要もあります。いづれにしても、時代とともに進歩している便利な盗難対策機器の一つを導入する場合には、一冊の本に対してのコストやそれに付随する機器を入り口・カウンター横に取り付けたり、蔵書すべてに取り付けなければなりません。図書館に導入するには、費用対効果といった点で慎重に考慮が求められるのではないかと考えます。利用者が自由に本を手にとって選べる開架式を原則としている丸亀市立図書館では、利用者のモラルの向上に期待するとともに、職員の管理努力と、利用者に対してのマナー等の啓発活動をより進めて行くことが、必要だと考えております。</p>

## 平成20年度監査の結果に関する報告(第2回)に対する講じた措置の内容について

### 1. 指摘事項

企画財政部 企画課

区分	監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘 各課 共通	<p>交通事故発生から2か月後に事故報告書が提出されている事例が見受けられた。</p> <p>丸亀市物品管理規則第35条で「使用中の物品について亡失、損傷その他の事故が発生したときは、物品出納課長は、直ちに事故報告書を添付し、物品出納通知書により、会計管理者、市長に報告しなければならない。」と直ちに報告するよう定められている。</p> <p>また、第4項で事故の発生原因が交通事故等に起因するもので、自動車損害賠償責任保険の対象になっているものについては、所管の部長は、事故報告書の提出に先立って事故速報等を総務部長に送付しなければならないものであることに留意すること。</p>	<p>使用中の物品の管理及びその他物品の取扱いについては、丸亀市物品管理規則に従うこと、事故による毀損等が発生した際は直ちに事故報告書を提出すること、特に交通事故に起因する事故については事故報告書に先立ち事故速報等を総務部長に必ず提出するように全庁周知する。</p>
指摘 各課 共通	<p>平成20年度と平成21年度に跨る契約において、平成20年度歳出予算に基づき支出負担行為決議書が作成されているが、平成21年度債務負担行為決議書には誤って契約金額を記載している事例が見受けられた。支出負担行為決議書は当該年度の歳出予算に基づいて契約書等の当該年度の支払予定金額を記載し、債務負担行為決議書には翌年度以降の支払予定金額を記載した上で、法令並びに予算に違反していないことを確認するものであるから改めること。</p>	<p>年度を跨ぐような契約における債務負担行為決議書を作成する場合には、翌年度以降の支払予定金額を記載するように全庁周知する。</p>

## 2.意見

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	各課 共通	委託料、使用料等においては、受ける給付の完了を確認してから支払うべきところを割引があるからとして一括前払いしているものがある。前金払できる経費については会計規則第49条に「地方自治法施行令第163条及び令附則第7条に定めるもののほか、経費の性質上前金をもって支払をしなければ事務の取り扱い上支障を及ぼすような経費で、市長が特に認めたものは、前金払をすることができる。」との規定はあるが、前金払そのものが支出の方法の特例であり、慎重な取り扱いが必要であると考えるので検討していただきたい。	前金払については支出の方法の特例であることを踏まえて、地方自治法施行令第163条及び令附則第7条に定めるものの他は、慎重に取扱う必要があることを全庁周知する。
意見	各課 共通	予算流用計算書に流用の具体的理由が記載されていないものが多く見受けられるので、適正な流用であることを確認するため、明確に記載していただきたい。	予算は、議会の議決により成立したものであり、その予算を他に流用する際は、節内の流用についても、それが適正な流用であることを確認できる具体的理由を明記するよう全庁周知する。
意見	各課 共通	施設の使用料や行政財産の目的外使用許可による使用料については、行政財産の使用料徴収条例第7条に使用料等の減免規定があり、同条第3号「市長が認めたとき」の規定に基づき減免しているものが多く見受けられるが、有償貸付が基本であることから減免すべきかどうか慎重に検討していただきたい。	施設の使用料や行政財産の目的外使用許可による使用料を減免する際には、有償貸付が基本であり明確な理由なく安易に減免することのないよう全庁周知する。
意見	各課 共通	各部課で管理している公用車において、使用頻度が少ないものについては、関係部課と協議するなどして有効活用を図っていただきたい。	各部課で管理している公用車の有効利用について、所管部課と協議したい。 飯山市民総合センターの使用頻度の少ない公用車として、10人乗り公用車及び、軽トラックがあるが、軽トラックについては、イベント及び、台風等災害時に必要であるので、継続して、使用したい。また、10人乗り公用車については、平成21年度より、庶務課へ所管替えを行った。

企画財政部 企画課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	各課共通	土地の賃貸借については、毎年契約を締結している土地があるが、特に建物が建っている土地などについては、長期継続契約とし、土地の借上料はその年度の土地の評価額等を参考として料金改定を行うようにしていただきたい。	土地の賃貸借については土地の賃貸借契約書の標準書式を新たに作成した。基本的には長期継続契約の書式としている。また、借上料は土地の評価額により改定するもの(固定資産税額により算出)と金額を記入し必要に応じ改定するものを作成した。借上げ料を適正に改定することと事務の効率化等を図るよう全庁周知する。

生活環境部 環境課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	墳墓使用料返還において、墳墓返還届に返還年月日の記載のないものが見受けられたが、これは返還額の積算根拠となるものであることから、明確に記載していただきたい。	墳墓使用料及び管理料返還の際、墳墓返還届に返還年月日の記載がなかったものについては、記載済みであり、監査後、墳墓使用料及び管理料返還する際、提出された墳墓返還届には返還年月日の記載を実行しています。

競艇事業部 経営課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	土地の借上げについては平成20年度第1回定期監査報告書において、評価額や近隣の事例を参考として標準的な基準を設けることを検討事項として掲載しているところであるが、競艇事業に係る土地の借上げ料については地価が下落しているにも係わらず、長期間使用料が改定されていない物件があるので、契約更新時には見直しを検討していただきたい。	今年度更新対象については、一部見直しいたしました。 今後も粘り強く交渉を続け、次期契約更新時に見直しを検討したい。